

バンクアンケート(1908年)小考

| | |
|-------|---|
| メタデータ | 言語: ja 出版者: 静岡大学人文学部 公開日: 2011-08-17 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: 居城, 弘 メールアドレス: 所属: |
| URL | https://doi.org/10.14945/00005827 |

論 説

バンクアンケート（1908年）小考

居 城 弘

1

19世紀末の経済的昂揚と1900年の恐慌、さらには1907年恐慌において、ドイツの通貨・金融制度は激しい緊張と動揺を経験することとなった。1900年恐慌のさいにはライプチヒ銀行を始め、伝統ある地方銀行の倒産が続いたが、07年恐慌時にはライヒスバンクの金準備率の低下によって、通貨制度の基礎が深刻な動揺に直面することとなったからである。金融市場と信用制度の最終的な拠点として、ライヒスバンクには、金準備の擁護と兌換性の維持・確保をはかることを前提として、「最後の貸し手」の役割を果たすことが求められてきた。しかし、1900年恐慌から07年恐慌へと進むにつれて、しだいに明確なものとして浮き彫りにされた「通貨制度の構造的危機」に対し、ライヒスバンク当局はもちろん、金融・銀行問題にかんする同時代の理論家達が、深刻な懸念を表明したのは、ライヒスバンクの兌換可能性が問われているものとして、こうした状況が通貨制度の存立の基礎を危うくしかねないものと認識したからであった。こうした事態をもたらした原因はなにかをめぐって、各方面からの議論が巻き起こることとなった。錯綜した論議の中でも中心的な論点とされたのは以下の諸問題をめぐってであった。

第一は、ライヒスバンクの地位とその政策の効果をめぐってであった。これは、一国の通貨・金融の構造における最終的な拠点としての役割を果たすべきライヒスバンクの行動が、十分な効果をもたらさなくなったことに示されるものであった。具体的には好況の進展とともに、資金需要の拡大とこれに対する銀行信用の膨張が金融市場の逼迫を強める中で、バンクが通貨制度の防衛の目的のために、バンクレートを引き上げによって国内需要の抑制を図ろうとしても、その効果が現れずにバンクが激しい請求を受け、金準備の危機的な低下に追い込まれたことに、端的に

示されていた。金準備の減少については様々な問題が影響していた。ドイツの金融市場の外国短期資金依存、貿易・国際収支の動向、国際的金移動などがドイツの通貨制度を不安定なものとしたことが指摘された。しかし国内的な需要のコントロールの困難が、バンクレート政策の、政策手段としての有効性が国内金融市場の構造のゆえに低下してきたことに起因するのであれば、それを強化する方策が模索されなければならなかった。

第二はドイツの金融市場と信用制度において、90年代から世紀初頭にかけて進展した構造変化の問題である。大銀行が銀行集中を通じてその地位を著しく強化し、金融市場に対する大銀行の影響力が拡大したことが構造変化の基本的要因であった。兼営銀行としてのドイツの銀行業は産業と密接な関係を形成し、銀行信用の大規模な拡張を進めた。そこにおける、金融市場に対する大きな影響力を発揮しつつ展開された大銀行の業務のあり方が問題とされることとなった。問題の焦点は、民間大銀行の業務の拡張とその銀行信用の膨張において、現金・支払準備の確保と、流動性にたいする配慮が、十分に行われたのかいなかであった。危機的局面における民間大銀行の行動が、バンクの地位を激しく動揺させることになったからである。民間大銀行の流動性問題は、預金者保護をめぐる「預金問題」からさらには、兼営銀行制に対する根本的批判にまで発展する内容をもっていた。

第三は、危機的な局面におけるライヒスバンクの政策的対応についてである。自らに提示される割引請求が、適格なものである限りこれを受け入れるということがバンクの伝統的な政策上の態度であったのだ。最後の貸し手として、ライヒスバンクのこうした対応は、自らに課せられた課題の遂行に沿うものと理解したからであったが、このような政策態度が民間大銀行の行動と相まって、危機的な局面においてバンクの地位を大きく動揺させることとなった。ここで、バンクが割引請求を拒否した場合、どのような事態を招来するか、この局面で、民間銀行への通貨供給の拒絶はなにをもたらすか、バンクは、もしも割引を停止したら、これまでに経験したことのない大規模なパニックが避けられないものと考えたのであった。民間諸銀行が行ってきた積極的な信用拡張は、証券の引受や売出し業務、証券売買業務にまで深くかかわるものであったことをふまえると、この状況は銀行業務と証券業務の兼営に基礎をおくドイツの銀行システムを根幹から揺るがしかねないものと認識されたのである。兼営銀行制のもとの銀行業のあり方、とりわけその現金・支払準備の問題がクローズアップされることになった。

こうして、1907年の恐慌はドイツの通貨制度や銀行制度の存立を大きく揺るがし、とりわけ07年のドイツの貨幣市場の異常な緊張状態は、ライヒスバンク指導部に対する批判・不満を著しく募らせることになった。1908年1月8日には、ライヒスバンク総裁Dr. コッホ Koch は辞任に追

い込まれ、新たにゼーハンドルンク総裁の地位にあったハーフェンシュタイン Havenstein が、ライヒスバンクの総裁に就任することとなった。また1908年1月14日には、議会ででの要求を受け入れて、政府はドイツの銀行制度についての調査（「バンクアンケート」 Bankenquete 1908）を行うことを表明することとなった。「バンクアンケート」が討議の対象としたのは、まさに、ここに露呈されたドイツの「通貨制度の構造的危機」の原因解明とその克服の方策を巡ってであった¹⁾。

2

(1) 「バンクアンケート」の設置

1907年の恐慌は、ドイツの通貨・信用制度に深刻な影響を与えた。「通貨制度の構造的な危機」に見舞われているのではないか。その直接の表現は恐慌期にバンクが準備率の危機的な低下に見舞われたことであった。それはバンクの兌換性維持に対する重大な懸念を巻き起こしたからであった。このような事態がなぜ生じたのかが問われることとなった。バンクの準備率の低下をもたらしたことについて、バンクの政策や行動、ないしは発券をめぐる制度に原因があるのか、あるいはバンクの行動を支える基盤が弱体だからなのか、だとすれば、ライヒスバンクの強化をはかるには、どのような方策が考えられるのか等々が、問題とされた。他方、ライヒスバンクに激しい信用請求を行った民間・信用銀行の行動には問題はなかったのだろうか。とくに世紀末の好況期や、20世紀初頭の好況過程で、民間信用銀行の産業に対する大規模な信用供与（交互計算信用、引受信用、ロンバード・ルポール信用など）がおこなわれ、民間銀行信用の激しい膨張が生じたことから、民間銀行の産業金融のあり方や準備にたいする対応にも鋭い批判の目が向けられた。しかも、バンクの政策にたいする批判は、外国と比較したドイツの利子率の高水準にたいする不満と批判や、農業者や小経営からのバンク批判は、バンクが農業や中小経営に対して信用制限を行っていること、これに対してバンクは、民間信用銀行・大銀行には、寛大な信用政策を行っていることなどの、各方面からの疑問や批判がわき上がることになった。

政府は、こうした激しいバンク批判の高まりに、一方では、ライヒスバンク総裁（コッホ）の

(1) K.Borchardt, Währung und Wirtschaft, (Deutsche Bundesbank, Währung und Wirtschaft in Deutschland 1876-1975, F.a.M.1976 邦訳『ドイツの通貨と経済』、上、東洋経済新報社、1983年、55-69頁) 藤瀬浩司、「ライヒスバンクと国際金融市場」東京大学『社会科学研究』第37巻第4号、1985年、拙稿、「通貨制度の構造的危機」とライヒスバンク」、静岡大学『経済研究』1巻2号、1996年10月

更迭に踏み切り、後任にハーフェンシュタイン（プロイセン州立銀行・ゼーハンドリング総裁）を任命した。これは、批判者に対する宥和策としてというよりも、政府自身、ドイツの貨幣・信用制度がただならぬ状況に置かれていることを認識し、その改革の方向を模索することが迫られたからであった。しかも、ライヒスバンクの特権更新の期限が間近に控えている段階でバンクのあり方を含む、広範囲の問題についての調査が不可避であったからに他ならない。

1908年1月14日の帝国議会でカーニッツ von Kanitz 議員のバンクの高利子率への対応措置を求める質問に答えて、政府は銀行調査 Bankenquete の実施を提案することとなった。バンクアンケートの実施のために、経済界、銀行業界、学識者から23名の構成メンバーが招集された。その議長には帝国宰相の意によりライヒスバンク総裁ハーフェンシュタインが就いた。選任された25名の委員は、ライヒスバンクの総裁、副総裁のほか、各政党諸党派の代表、学識経験者、全国工業団体およびドイツ商業会議の代表、ドイツ銀行連合からと、各種銀行の代表によって構成された。アンケートは全体委員会のもとに、小委員会が設けられ百数十名の専門家の意見が寄せられ、全体委員会 Gesamtkommission は、これらをもとにして各委員の意見陳述と討議が重ねられた。アンケート委員会は、08年6月26日を第一回として同年10月までかけて開催された。ただ「預金問題」と呼ばれた質問項目の第6については翌9年11月に延期されて別に独立して討議された。アンケート委員会のまとめは行われず、各委員の意見陳述と討議内容が速記録という形で公刊された。各界の委員による意見陳述は、ライヒスバンクによって準備された質問項目にしたがって行われたが、それは取り上げられる検討対象が次の6項目に整理され、主項目とともに、関連する質問内容がつぎのように補足的につけられていた⁽¹⁾。

《バンクアンケートの質問項目》

- 1 ライヒスバンクの資本金（基本資本）の引き上げはのぞましいか。そしてそれはどの程度の規模で行うべきか。（資本金増額が貨幣市場やバンクのバランスシートに及ぼす影響について、及び準備・積立金の増額の是非について）
- 2 ライヒスバンクの無税発券割当額 steuerfreie Notenkontingent の増額は望ましいか。その場合、いかなる程度においてか。（そのような増額を行うことによって、どのようなメリットがもたらされるか。それはパンクレート政策に影響を与えると考えられるかどうか。）
- 3 諸外国から金を集中し、対外金流出を阻止するために、ライヒスバンクにはどのような政策手段が用意されているか。

A, 外国から金を集中することを有効に行うにはどうしたらよいか。（目的にかなったバンク

(1) Bankenquete 1908, a.a.O., VII, VIII

レート政策の操作によってであるか、外国為替業務の充実によってであるか、また金輸入のための無利子の前貸しあるいはその他の金輸入促進策によってであるか。）

B, 対外的な金流出の諸原因はなにか、どのような方法によって、有効な対抗措置を講ずることができるか。（とりわけこの点についてバンクレート政策はいかに作用するか。）

ここで、いわゆる金プレミアム政策はどのような前提のもとで採用可能となるか、その効果はどうか。

4 国内金流通からライヒスバンクの金準備の強化に働きかけることは望ましいか。

A, ライヒスバンク銀行券への法定支払手段規定の付与についてとその効果

B, ライヒスバンクの少額銀行券（50、20マルク券）発行を増大することの是非。

C, 振替・小切手・手形交換取引の拡大・深化により流通手段にたいする需要を抑制することについて（ライヒスバンクの振替預金の最低額の引き上げ。ライヒスバンクの利付き預金の受け入れ。ライヒスバンクによる小切手の買い入れ。これらの適否について）

5 ライヒスバンクへの請求の縮減をはかるように留意することは望ましいか。

A, とくに季末の取引の信用請求にたいする制限を通じて、

B, 政府・ライヒの信用請求の制限により、請求の縮減をはかることの当否。

6 公的な利害から、預金と貯蓄貨幣（Deposit, Spargelder）の運用・投資 Anlage の確実性と流動性を立法措置の方法によって配慮を加えることはどのように考えられるか。この目的のために考えられる措置はどのようなものであるか。また、どのような効果が期待できるか。とくに、銀行、信用協同組合、貯蓄銀行など、預金や貯金を受け入れている信用機関に以下のことを義務づける法的規定は望ましいか。（貨幣の準備に対する、確実性と流動性を保証する準則諸規定、定期的な貸借対照表の作成と公表義務について）

以上がアンケート委員会から提起された質問項目であった。アンケート委員会の作業を助けるために、120人以上の専門家が任命され、全体委員会とは別に小委員会が二つ作られた。一つは質問項目1、2について、もう一つは質問項目の6について取り上げることとなった。個々の問題についての議決は行われないことになっていた。審議の状況は、各質問項目にたいして各委員の意見陳述が行われ、さらに相互の質疑が交わされた。アンケート委員会のまとめはおこなわれず、委員会の審議の結果は、委員会での意見陳述と質疑内容が議事・速記録として公刊されることとなった⁽¹⁾。

(1) Die Reichsbank 1901-1925, Berlin, 1925 S.28

以下では各質問項目について、それぞれの問題の背景や意義などについてもふれながら、アンケート委員会の議論の概要を整理・検討することにしよう。それにより、バンクアンケートが何を問題としたのであるか、そこで取上げられた問題の基本的性格とはいかなるものであったのかを明らかにしたいと思う。

第1項目：最初に、バンクの資本金の増額および積立金の引き上げの是非が、審議の対象にされた。この質問項目の出された背景としては、そもそも、ライヒスバンクの地位と活動能力が低下しているのではないかと、という認識が広がったことと関係し、そのために、資本金の増額や積立金の引き上げを行うことは、ライヒスバンクの強化の目的にかなうものかどうか問われたのであった。委員の大方の意見は、この問題はバンクの強化にとって、とくに重要な問題ではない、というものであった。バンクの強化をはかるためには、資本金の増額などの方法によるのではなく、それとは別の方法で、バンクの金準備の強化が行われるべきであるというものであった。中央銀行の機能にとって、資本金の規模がいかなる意味をもつかを考えた場合、委員会の論議の方向はきわめて当然のことというべきである。

ところで、この問題の論議の過程で、そもそもライヒスバンクの性格をどの様にとらえるかをめぐって、対照的な立場が浮き彫りにされたことは興味深い。すなわち、一方で資本金の増額に賛成の立場からの主張であるが、ライヒスバンクは信用銀行にたいしてだけでなく、その他の商工業、農業など総ての社会層に対する同等な信用供与者であるべきだとの意見である。その上で、バンクは不健全な信用請求に対してはこれを排除し、広範囲の階層の信用請求に応じるべきだとし、そのために資本金の増額が必要だとするのであった(ガンブ Gamp)⁽¹⁾。他方、これに対しての反対論として、バンクが果たすべき役割は、国民各階層に信用を供与することなのではない。国民経済全体の貨幣流通のコントロールをはかり、諸銀行の銀行として、「最後の貸し手」としての役割を基本とすべきだとの見地から、資本金の増額には消極的な立場からの陳述が行われた(シンケル Schinkel、フィッセル Fischel など)⁽²⁾。ライヒスバンクの信用供与が、民間銀行だけでなく農業や商工業その他にたいしても行われたこと、振替取引のサービスについても同様であったことは、すでに明らかにしたところである。そしてライヒスバンクのその後の展開は、諸銀行の銀行の性格がしだいに強化されつつあったが、そのような状況を反映して、バンクが諸銀行以外の諸階層への信用供与を抑制しているとの見地からの、批判を行ったのであった⁽³⁾。

(1) Bankenquete 1908, a.a.O., S.1-5

(2) Bankenquete 1908, a.a.O., S.11-13, 15-18

(3) Die Reichsbank 1901-1925, S.29, Feiler, Problem der Bankenquete, S.14-17, Ergebniss der Bank-Enquete (Sonderabdruck aus der Frankfurter Zeitung), F.a.M., 1908 S.11-21, J.Helmo, Die Bankenquete 1908 Wirtschaftspolitische Studien, Leipzig, 1912, S.23-49

第2項目：バンクの発券規定にある、無税銀行券発行割当額を増加することが適当かいなかの問題である。保証準備発行額を発券税によって間接的に制限した発券規定のもとで、世紀初頭とくに07年恐慌への過程での、無税発行割当の限度額を超えた発券増大が頻発し、その結果、バンクレートの頻繁な引き上げが行われたのではないかと考えられたからである。問題は、無税発券割当額の増加によって、バンクレートの変更の頻度とその変動幅がより緩和されるかいなかという問題と、そもそも無税割当制の措置には存在意義があるのかどうか論点であった⁽¹⁾。最初の問題は、バンクの発券が増大し、無税割当限度額を超過する事態において、バンクレートの引き上げによって請求を抑制させようとしたことによる。しかし、すでに見たように、バンクレートの引き上げによっても市中からの請求を抑制することができなかったのが現実であった。したがって、逼迫期の信用請求の激しさが、問題の根底にあり、その請求をバンクレートの引き上げによっては抑制できなかったのは、政策の効果の波及のメカニズムにかんする問題だったからである。また、発券税の制度それ自体の意義に関しては、貨幣市場の状態に対する「警戒信号」として存在意義が認められるが、最近のように割当額の超過がほとんど恒常化するような状態のもとでは、その意義自体が低下するであろう。したがってバンクの活動規模の拡張に応じ、発券割当限度額の引き上げが行われることは望ましいものと、考えられたのである⁽²⁾。

第3項目：対外的な金流入の促進と金流出の阻止にとって有効な方策はなにかの問題は、多くの人々によって、このアンケートの中できわめて重要な論点であると受けとめられた。この問題がドイツの国際収支の状態によって規定されるものであるという点では委員のおおかたの同意が得られた。しかしのちに見るように、ドイツの国際収支についての認識は委員の中でも大きく分かれることとなった。そして、ライヒスバンクがこの方面で実施してきた政策について、基本的に賛同の意見が述べられた。一つはバンクによる外国為替政策であり、19世紀末からバンクの外国為替、主としてポンド為替であるが、の保有が増加し、とりわけ08年始めからは大規模に行われた。外国為替保有によって、為替相場の悪化による金流出の事態に対し、保有外国為替の市場売却によって金流出の抑制に効果を発揮することが認められたからである。いわば、金為替保有の効果と相場に対する介入操作の手段としてその意義が重視されることとなった。また、以前から行われてきた、金輸入に対する6週間以内の無利子の前貸し措置については、外国の金を引き寄せる目的にそうものとして妥当なものと認められた。しかし、金プレミアム政策に関しては委員の多くから、反対の意向が強く出された。その理由、根拠は、このような政策は金本位制の基

(1) 拙稿、「ライヒスバンクと金融市場」（静岡大学『経済研究』1巻1号、1996年3月）12-14頁

(2) Bankenquote 1908, S.27-28, 30-49, Die Reichsbank 1901-1925, S.29, Feiler, a.a.O., S.18-19, Ergebniss der Bank-Enquete, S.20-21

本的な機能を阻害するものであるという点である。

また、外国から金を引き寄せる目的でのバンクレートの引き上げについては、多くの議論が行われた。そもそもドイツの金利水準は、公定歩合にしてもすでに諸外国に比して高水準にあって、そのことが各方面からの批判・非難を招くこととなっていたのであって、バンクが金引き寄せの目的でバンクレートの引き上げを認めることはあり得なかった。しかも引き上げが実際に効果を発揮するかいなかは、バンクレートに連動して、市場金利が動くことが少なくともその条件であるが、その可能性が、確実なものでなかったからである。むしろ、バンクレートの引き上げがもたらす最も現実的な帰結は、外国からの短期資本の流入（対外短期債務の増大）であったであろう。

恐らくこの質問項目の論議は、ドイツの国際収支の現状認識によって大きく影響されるものであった。おおかたの委員の現状認識は、ドイツの国際収支の悪化が進行していること、それは為替相場の動向に反映されていること、その原因は一つには貿易収支の動きであって、工業原料と食料輸入の増加が製品輸出の増加を上回って増大していること、さらに第 2 の原因として、外国への長期信用の供与、外国企業への資本参加や創業、外国証券投資の増大などによってもたらされた対外投資の増大が、国際収支を圧迫し、その赤字を増加させていると考えられた。この問題は対外投資の役割を国際収支や金移動と関連させて、いかに評価すべきかが焦点であった。対外投資を推進・擁護する立場からは、国際収支の状況に対する楽観的な見方や、ドイツの対外投資の特徴についての指摘が行われ、その形態的な独自性や、海外投資収益およびドイツ貿易の拡大などへの波及的効果の主張などが行われた⁽¹⁾。

他方、外国投資が、国際収支の悪化と金流出の重大な原因をなしているとし、外国投資に対して、何らかの規制を加えるべきとの主張が有力な意見として出された。しかし、この論議を通じて改めて明らかとなったことは、ドイツの国際収支の状況が、容易ならざる事態を迎えているということであった。貿易収支の悪化は国民経済の総体にかかわる大きな問題であり、対外投資の問題に何らかの規制を求める意見が有力なものとして出されたが、それとならんで、実態の把握が困難であるだけにより深刻に受けとめられた問題点は、ドイツが対外短期債務を大規模に増加させていることについての懸念であった⁽²⁾。

第 4 の質問項目は、ライヒスバンクの金準備の強化策として、国内流通からの、金集中の可能性についてである。この問題の背景として指摘すべき点として、ドイツの通貨構造における金属

(1) Bankenquete 1908, S.64-68(Gamp), S.101-116(Fischel), S.68-73(Riesser),

(2) Feiler, a.a.O., S19-22, Ergebnisse der Bank-Enquete, S.22-30, J, Helmo, a.a.O., S.115-189, Die Reichsbank 1901-1925, S.29f

貨幣流通のウエイトの高さであった。そして好況の進展とともに国内的金貨流通の増大が生じたことである。したがって、アンケート委員会においては、国内的流通領域での金貨流通を縮小し、金準備の増強を実現することについては、大きな意見の対立が存在しなかった。国内流通からの金集中をはかる第一の方法は、銀行券流通の拡大とくに少額銀行券 (20、50マルク券) の発行による、所得流通における金貨の銀行券にたいする代替が提案された。それまで銀行券の最低額面は100マルクであって、所得流通に適するものではなかったことから、金属貨幣の流通がとくに大きな比重を占めたために、この領域から金をバンクに集中することは不可欠のことであった。その際、小額券も含めて銀行券の兌換性が保証されることを前提とすべきだと考えられた。この点ともかかわるが、ライヒスバンク券にたいして、法定支払手段機能 (Legal Tender, Gesetzliche Zahlungsmittel) を付与することについては、そのことによって銀行券流通の拡大をはかるというよりは、むしろすでに、ライヒスバンク券が事実上その地位を獲得している現実を、法的に追認することであると受けとめられた。銀行券の流通の拡大は、銀行券それ自体の確実性にたいする信頼によるものだからである。その際、政府紙幣と民間銀行券については法定支払手段の規定を認めるべきではないとの意見が支配的であった⁽¹⁾。

第三の方策として、小切手取引や振替取引などの、無現金的支払取引 Bargeldloser Zahlungsverkehr の拡張については例外なく賛成された。ライヒスバンクが創業以来進めてきた振替取引と、小切手取引を含めたライヒスバンクの手形交換所取引を通じての支払取引の無現金化は、現金貨幣の節約を著しく進展させたことは明らかなことであった。しかし、この領域では複数の支払決済システムの併存という問題点が残されていたのであり、相殺の可能性をいっそう進めるべき問題点が残されていた。そのため、全体を統一する決済機構の構築の課題は、なお将来に向けての課題とされることとなった。

第5項目は、ライヒスバンクに対する信用請求を抑制させる可能性についてである⁽²⁾。この問題の背景についてはすでに指摘したように、90年代後半以降、バンクが繰り返し周期的に激しい信用請求を受けたこと、とりわけ景気変動的な要因とドイツの支払慣行に関連する季末需要が重なり合って押し寄せたことであった。

危機的な時期における信用授与を制限することについては、まず、支払慣行による季末の支払需要の増大という問題については、これは一時的なものであって、季末の経過後には還流する性

(1) ライヒスバンク券の小額面化については、Bankenquete 1908, S.225, 242, 249-255、同じく法定支払手段規定の付与をめぐることは、derselbe, S.168-212、流通金貨の節約のための振替取引や手形交換・清算所についての論議は、derselbe, S.212-256

(2) Ergebnisse der Bank-Enquete, S.31-47, Feiler, a.a.O., S.22-28, J.Helmo, S.23-49

格を持っていることから、こうした需要を制限することに対しては、バンク自身も否定的であったし、委員の間でも意見が分かれるところであった。季末に集中する需要を分散化させる考え方についても、その可能性も含めて議論は分かれた。しかし委員会は、ライヒスバンクの以下のような見解には賛意を示した。それは、危機的な時期に限定される措置であって、一つは、特定の種類の手形をバンクの割引から排除すること、たとえば投機的な目的に用いられる手形や、融通・繰り延べ手形をバンクのポートフォリオから一掃すること、この識別の困難はあるが、そのような手形を排除することは発券銀行にとっての必要な防衛措置であるとして、これに賛意が示された⁽¹⁾。第二には外国で振り出され、国内に宛てた金融手形の買入れ拒否であって、外国からの不適切な需要を充足することは、発券銀行に期待されるべきことではないとした。これらの信用制限措置は、金準備の防衛のために行われたバンクレートの引き上げによってもバンクへの請求が抑制できないといった、危機的な時期において、中央銀行の兌換性の維持のために、このような措置がとられることは容認されるべきだと、バンクは考えたのであった。バンクのこの考え方が支持されたことは、当然であるが、しかし事態の本質がここにみられるような、不適切・不健全な信用請求の排除にあったとみることはできない。バンクにとって最大の問題は、危機的な時期に、民間諸銀行の側から、激しい信用請求を受けたことであつた⁽²⁾。この点は質問項目の最後に示された問題にかかわっていたのであった。

第6項目は、民間銀行の預金や貯金の運用について、法律によってその安全性や流動性を確保することを考慮することは、公益のために、必要であるか、という質問項目であつた。いわゆる「預金問題 Depositenfrage」がこれである。この問題の背景として指摘しておくべきことは、ドイツの銀行制度のありかたの根幹にかかわる問題が提起されたということである。この問題は民間銀行側にとって最も大きな、直接的な影響をもたらしかねない論点であつた。すなわち民間銀行が受け入れた預金を基礎に、その運用を銀行の信用供与によって行うさいに、預金の安全性や流動性を確保し、預金者の利益を保護することが第一に考えられるべきことである。この点は当然のことであろう。しかしアンケート委員会であらためてそのことを問題としたのは、それまでに繰り返し、つまり70年代の創業ブームの崩壊、90年代初頭の恐慌さらには1900年恐慌において、繰り返し銀行倒産を惹起し、預金者の利益を損なう事態を経験してきたからであつた。ここで問われていることは、銀行の投機的資金運用についてだけではなかつた。銀行業務とともに証券発行、

(1) 季末需要問題の背景と性格、及びドイツの通貨制度上の意義に関しては拙稿、「ライヒスバンクと金融市場」12-14頁、同、『「通貨制度の構造的危機」とライヒスバンク』、28-29頁及びアンケート委員会での審議内容については、Bankenquete, 1908. S.259-275, Feiler, a.a.O., S.28-32, Die Reichsbank 1901-1925, S.31, Ergebnisse der Bank-Enquete, S.48-55.

(2) K.von Lumm, Diskontpolitik, S.39-40

売買さらには投機業務を兼営したこと、銀行業務においては、その信用が長期貸付にも拡大することにより、資金の固定化の傾向をもたらしたこと、したがって兼営銀行制に立脚したドイツの諸銀行の流動性問題、さらにはそのような銀行のあり方が問われたのだと理解することが必要なのである。したがって委員会の議論において、民間諸銀行の預金に対する現金・支払準備の保持が、預金者保護の目的にとっても、銀行の流動性維持にとっても望ましいことであるとしても、それを法律によって介入することについて委員会の多数は疑義を呈し、むしろ民間諸銀行の自主的行動によって行うことが目的にかなうものであるとされたのである。その結果、民間銀行による「2ヶ月貸借対照表」Zweimonatbilanzを自主的に公表することとなった。しかし、これによって事態の改善が図られたわけではなかった。むしろ状況の深刻さが一掃浮き彫りにされたといつてよい。と同時に、バンクがライヒスバンクが民間諸銀行に対して、自発的合意や協定によって現金準備率の強化を図ることを求めたことの意味が改めて問われるべきであろう。

すでに、これまでの考察から明らかなように、ベルリン大銀行を頂点とするドイツの諸銀行が、工業の拡大に対して積極的信用拡張を進めたこと、その結果、民間諸銀行における現金準備率の極端な低下をもたらし、現金通貨需要の急増する季末や逼迫時にライヒスバンクへの激しい請求が行われたこと、ここに問題が先鋭に表現されたのであった。ライヒスバンクの認識において、金準備の確保やその増強の視点だけでは十分ではなく、民間諸銀行の現金準備の改善強化の必要性を重視することとなったのは、民間諸銀行が従来よりも著しく改善された、十分な程度で現金準備を保持することによって始めて、すべてのドイツの信用取引が確実なものとなり、また強化されると考えたからであった。つまりライヒスバンクに対する激しい請求によって、ドイツの通貨制度を構造的な危機にまで追い込むこととなった事態の解決は、民間諸銀行がその現金準備と流動性の維持に自発的に配慮することによって信用膨張の抑制をはかる方向でしかあり得ないのだということになる。兼営銀行制度にとっての基本的条件でもあったということができる。しかし繰り返し述べることになるが、これによって事態の改革ははかられることはならなかった。その後の金融逼迫においても再び危機が到来したからである。バンクアンケートは、このように、ドイツの銀行と金融構造の存立を揺るがした、危機の性格を明らかにするものであった、ということができる。

以上、バンクアンケートがとりあげた6項目の問題について、それぞれの背景および問題の基本的性格について簡潔に検討してきた。それにより、ドイツの銀行制度・システムが直面した問題状況と危機の内容、改革すべき課題の輪郭が明らかにされることとなった。

バンクアンケートの第6項目で取り上げた「預金問題」は、ドイツの銀行制度に関する広範

囲の論点と深くかかわるものであり、すでにバンクアンケートの実施以前にこの問題については、以下に述べるような角度から取り上げられてきた。預金、貯蓄貨幣の安全性と流動性、預金制度改革や兼営銀行制批判をめぐってであった。この点について問題の深さとひろがりを理解するためにバンクアンケートの論議に先行して行われた議論も含めて、この論点の背景的な状況を明らかにしておこう⁽¹⁾。

銀行流動性の問題は、銀行の預金者保護をめぐる「預金問題」とかかわり、さらにドイツの銀行の兼営制のあり方をめぐる論議へと発展していった。またこのこととかかわって、銀行制度改革をめぐる活発な論議が展開されることとなった。ドイツの銀行の発展を支えたのは巨大な預金の集積であった。国民の貯蓄が工業、輸出産業に向けられたからである。これとともに、銀行業における集中化によって大銀行のもとへの預金の集積が進展した。そして、大経営による小経営の圧迫が進むとともに、中小銀行や中小業者の立場から、金融的困難にたいする不満や大銀行に対する批判が行われるようになった。さらに、兼営銀行のもとで、証券の売出し・投機業務と預金業務の兼営システムの展開のなかから、預金者の利益が損なわれる事態が繰り返されたことから、兼営銀行の証券投機、証券の過剰発行がもたらす損失から、預金債権者の保護がはかられるべきだという主張が強く唱えられることとなった。預金制度改革はまず、預金者保護の視角から提起された。それからさらに、より具体的に、兼営銀行制に対する批判が展開される。証券発行、投機業務と預金業務の兼営が預金者の利益を損なうということが、論拠であった。ここから、銀行分業論が主張されるが、基本的には、預金制度と証券発行、創業業務の分離論であった。ここではイギリス型分業主義への移行が想定されていた。様々な見解がこれに関して出された。預金業務を専門的に行う預金銀行を、国立で、あるいは民間主導で設立すべきであるとか、預金債権者の利益を保護するために、株式資本に対する預金の比率を法的に定め、預金の受け入れ最高限度額を規定すべきであるとか、預金を受け入れている総ての機関が貯蓄預金の実態を公表すべきであるとの主張が行われた。当座預金（交互計算勘定預金）と貯蓄預金が未分化のまま示されることが多かったからである。あるいはまた、これとは異なる点から産業資金の調達・金融の目的での債券発行銀行の構想の提案が行われた。これらの諸提案にたいしては様々な批判や論議が加えられた。その主張の中で部分的に、実施に移されたものもあるが（たとえば預金の公表など）、基本的な兼営銀行制の問題には変更が加えられることとはならなかった。

(1) Bankenquete 1908/09, Stenographische Berichte, Die Verhandlungen der Gesamtkommission zu Punkt VI dez Fragebogens, Depositenwesens, Berlin, 1910, H.Hartung, Die Depositengelder in der Bankenquete, Berlin, 1910, Feiler, aa.O., S.32-44, Ergebnisse der Bank-Enquete, S.56-62 Die Reichsbank 1901-1925, S.31-33

他の視点からの改革提案としては、預金準備の構想が出された。ハイリゲンシュタット Heiligenstadt (プロイセン中央金庫総裁) の提案であり、のちに、バンクアンケートにおいても、論議されたことであった。それによれば、預金を受け入れる機関は、総他人資本 (預金債務) の 1 ないし 2 % の現金準備 Barreserve を、ライヒスバンクに預託すべきであるとの要求であった。この問題は、預金の確実性の保証措置であるとともに、ライヒスバンクの準備金の強化がこれによってもたらされるということがねらいであった。しかしそれと同時に、民間銀行が自らの現金準備の確保に十分な配慮を行うことが、銀行信用の過度膨張の抑制を可能にするという実質的効果が、けだしその提案の趣旨に込められていたのであった。いわば中央銀行による市中・民間銀行にたいするコントロールの手段としての預金準備率の提案であった。この問題はさらに、その準備の保持を、法律によって義務づけるべきかどうか、あるいは民間銀行相互の「自主的ルール」とすべきであるか、民間銀行の行動を制約する重要内容を含むことからバンクアンケートにおいても大きな論議になったのである。同様の提案は、1906年2月、税制・経済改革者連合からも出され、ライヒスバンクおよびすべての諸銀行の預金準備を法的に規定する規則を作成すべきとの内容であった。

兼営銀行制のもとの預金者保護をめぐる問題から、金融・信用構造における銀行・金融機関の行動に対する一定のコントロールの措置としての預金準備制度の提案は、のちに見るように、民間の兼営大銀行の激しい信用膨張の結果、ライヒスバンクへの殺到をひきおこし、ライヒスバンクの存立の基盤を激しく動揺させたことによって、その現実的必要性に対して強い関心を呼ぶこととなった。

こうした預金制度改革や兼営銀行制の改革をめぐる主張に対しては、兼営銀行制を擁護する、銀行利害からの批判が出された (リーサー Riesser, E. ヤッフエ Jaffe)。たとえば分業制に基づくイギリスのシステムは、ドイツの兼営銀行制に比較して、預金者に対するより大きな保証を与えるものだということができるかどうか。確かに証券の売出し・創業業務には大きなリスクがさげられないが、英国型の純粹の預金銀行においてもリスクはつきものであって、実際にも、銀行の危機は発生したことがあげられる。さらに、イギリスの銀行が証券取引所金融にかなり大規模に信用供与を行っていたこと、したがって分業主義に基づく預金銀行も、証券取引所での職業的投機と深い関連をもっていたことが指摘された。ドイツにおいて、ロンバード・ルポール貸付がそれに相当するものであったからだ。

預金者保護を求めての預金制度改革をめぐる行われた諸論議は、このように銀行制度改革の問題にまで発展する内容をもっていた。証券銀行・投機銀行に対する従来までの批判は、ここ

で装い新たに、兼営銀行制にたいする批判として再燃する。しかし、すでに銀行集中を経て巨大な集積を達成したベルリン大銀行の支配体制の確立のもとでは、その批判が現実の改革に具体的に結びつくこととはならなかった。そしてこれまでに見てきたように、危機の再来を契機として行われたバンクアンケートは、この問題を改めて取り上げることとなる。兼営銀行制のもとの流動性問題の重要性がここにおいても、改めてクローズアップされたのであった⁽¹⁾。

(1996,12)

(1) 預金問題、預金制度改革及び、(兼営)銀行制度改革めぐっては以下を参照。
Caesar Straus, Unser Depositengeldsystem und seine Gefahren, F.a.M., 1892, O.Warschauer, Das Depositentbankwesen in Deutschland, mit besonderer Berücksichtigung der Spareinlagen (Jahrbuch für Nationalökonomie und Statistik, 3.Folge, Band 27), C.Heiligenstadt, Der deutsche Geldmarkt (Schmollers Jahrbuch, Bd.31, Heft 4), Riesser, Die deutschen Grossbanken und ihre Konzentration, 4.Aufl.S.437-488, Edgar Jaffe, Verhandlungen des III Allgemeinen Deutschen Bankiertages, S.96, 99, Ad.Wagner, Beiträge zur Lehre von den Banken, 1857, Nicolous Hansen, Das Problem der Liquidität im deutschen Kreditbankwesen, 1910, Tübingen